

規則

卸売市場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

卸売市場法施行細則の一部を改正する規則

卸売市場法施行細則（令和元年埼玉県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（軽微な変更の届出）

第四条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の三十日後までに、様式第五号の認定事項の軽微な変更に係る届出書により行わなければならない。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式5⑵の表合計の項を削り、同様式6の（記載上の注意）を次のように改める。

（記載上の注意）

- 1 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
- 2 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者については、取扱品目及び取扱実績の欄は、本卸売市場分の品目、数量及び金額を記載すること。

様式第三号中「㊸」を削る。

様式第四号中「㊸」を削り、同様式第1の2を次のように改める。

2 卸売業務の状況

種類	数量	金額
	トン	千円
当期合計 (A)		
前年同期合計 (B)		
前年同期対比 (A/B)		
	%	%

(記載上の注意)

1 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者については、本卸売市場分及び当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計について作成すること。

2 金額の欄は、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む金額を記載すること。

3 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

(1) 野菜及び果実に属するものについては、野菜及び果実

(2) 生鮮水産物に属するものについては、生鮮水産物(冷凍水産物を除く。)及び冷凍水産物

(3) 肉類に属するものについては、牛肉、豚肉及びその他(肉類加工品を除く。)

(4) 花きに属するものについては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他

(5) その他の生鮮食料品等に属するものについては、農産加工品、水産加工品、肉類加工品及びその他

に、それぞれ区分して記載すること。

4 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース(100本を1ケースに換算する。)、鉢物にあつては鉢(1個1鉢とする。)、枝物にあつては束(100本を1束に換算する。)、植木にあつては本(1個1本とする。)とすること。

販売課用印の「第4条」や「第5条」における「申請者」や住所、「住 所」や「卸売市場の名称」における「卸」や屋号、取扱品目の(卸売市場)や「申請」や「報告」における取扱品目の(卸売市場)や屋号、取扱品目の(卸売市場)やその名称を。

(記載上の注意)

1 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。

2 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、取扱品目及び取扱実績の欄は、本卸売市場分の品目、数量及び金額を記載すること。

販売課用印の(卸売市場)や「別記様式第4号」や「様式第5号」における「取扱品目の(卸売市場)の(卸売市場)の(変更後の)」や「当該変更により」及び「を添付する」や「に記載する事項に変更が生じた場合は、地方卸売市場認定申請書(様式第1号)に変更が生じた事項のみを記載し、表題「地方卸売市場認定申請書」に

「冊籍や図書類」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号（第4条関係）

認定事項の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

卸売市場の名称

法人名称

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

（記載上の注意）

- 1 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、当該変更により地方卸売市場認定申請書（様式第1号）に記載する事項に変更が生じた場合は、地方卸売市場認定申請書（様式第1号）に変更が生じた事項のみを記載し、表題「地方卸売市場認定申請書」に二重線を引いて添付すること。
- 2 地方卸売市場認定申請書（様式第1号）の2(2)、3(2)及び4から7までの事項の変更のうち、卸売市場法施行規則第26条に定める軽微な変更該当するものについては、同規則第27条第2項に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、毎年度提出する運営状況報告書（様式第6号）にその変更の内容を記載すれば足りる。
- 3 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- 4 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の様式第四号及び様式第六号の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は運営状況報告書については、なお従前の例によることができる。